

高山市

住宅建築（新築・増改築）等への助成制度一覧

令和7年4月更新



高山市で行っている、住宅などを
建築（新築・増改築等）される際に
活用できる制度をまとめました。
各制度の詳しい内容は、担当課ま
でお問い合わせくださいますよう、お
願いいたします。

電話 0577-32-3333（代表）

目 次

1. 新築の場合

	メニュー	頁
1-1	住宅ローン特別控除（個人住民税）	2
1-2	新築住宅の固定資産税の軽減	2
1-3	長期優良住宅の固定資産税の軽減	2
1-4	浄化槽設置整備事業	3
1-5	市街地景観保存区域建造物修景事業	3
1-6	匠の家づくり支援事業	3
1-7	まちなか定住促進事業	4
1-8	結婚新生活支援補助金（結婚支援事業）	4
1-9	伝統的建造物群保存地区保存事業	5

3. その他

	メニュー	頁
3-1	空家等除却支援事業	16
3-2	伝統的大工技術等継承事業	16
3-3	緑化推進事業	16
3-4	景観形成事業（塀等設置）	17
3-5	木質バイオマス活用促進事業補助金	17
3-6	自家消費型太陽光発電設備等導入補助金	17
3-7	中心市街地活性化事業	18
3-8	長期固定金利住宅ローン【フラット35】	18

2. 増改築の場合

	メニュー	頁
2-1	耐震改修を行った住宅の固定資産税の軽減	6
2-2	バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税の軽減	6
2-3	省エネ改修を行った住宅の固定資産税の軽減	6
2-4	住宅ローン特別控除（個人住民税）	7
2-5	水洗便所等改造資金融資あっせん	7
2-6	浄化槽設置整備事業	7
2-7	匠の家づくり支援事業	8
2-8	木造戸建て住宅耐震診断事業（無料耐震診断）	9
2-9	木造住宅耐震改修事業	9
2-10	木造住宅耐震シェルター設置事業補助金	9
2-11	建築物耐震診断事業	9
2-12	伝統構法木造建築物耐震診断事業	10
2-13	伝統構法木造建築物耐震改修事業	10
2-14	民間建築物アスベスト対策事業	10
2-15	市街地景観保存区域建造物修景事業	10
2-16	景観重要建造物修景事業	10
2-17	伝統的建造物群保存地区保存事業	11
2-18	障がい者住宅改造助成事業	11
2-19	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費	12
2-20	高齢者等住宅改造資金貸付事業	12
2-21	高齢者等住宅改造助成事業	13
2-22	屋根融雪装置設置費助成（高齢者等住宅改造助成事業）	13
2-23	まちなか定住促進事業	14
2-24	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業	15
2-25	結婚新生活支援補助金（結婚支援事業）	15

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
税金	1-1 住宅ローン特別 控除 (個人住民税)	平成21年1月1日から令和6年12月31日までの間に入居した方で、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン特別控除)の適用がある方	■所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、97,500円又は136,500円を限度として、住民税から控除(※限度額は居住開始年月日及び消費税率により異なります) ■税務署で確定申告を行い、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける必要があります	税務課
	1-2 新築住宅の 固定資産税の 軽減	住宅を新築した方	■床面積120㎡相当分の固定資産税を新築後3年間(3階建て以上の耐火・準耐火構造等の住宅は5年間)1/2軽減 ■令和8年3月31日までに新築された住宅が対象 ■家屋に係る固定資産税減額申告書の提出が必要 ■都市計画税は軽減なし ■住宅用途要件、床面積要件あり(詳細はホームページへ) ホームページ広報ID 1000409	
	1-3 長期優良住宅 の 固定資産税の 軽減	長期優良住宅を新築した方 ※住宅の計画について、所管行政庁(岐阜県飛騨建築事務所または高山市建築住宅課)の長期優良住宅認定を受けているもの	■床面積120㎡相当分の固定資産税を新築後5年間(3階建て以上の耐火・準耐火構造等の住宅は7年間)1/2軽減 ■令和8年3月31日までに新築された住宅が対象 ■家屋に係る固定資産税減額申告書の提出が必要 ■都市計画税は軽減なし ■住宅用途要件、床面積要件あり(詳細はホームページへ) ホームページ広報ID 1000410	

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	1-4 浄化槽設置 整備事業	下水道区域外で新たに浄化槽を設置する方 (専用住宅に限る) ※補助対象となるかどうかは、事前に下水道課または各支所基盤産業課へお問い合わせください。	■下水道整備が予定されていない地域において、浄化槽を設置する場合に補助 【補助額等】 ・限度額 5人槽:390,000円、7人槽:474,000円、10人槽:660,000円 ・補助率 補助基準額の40%以内 ホームページ広報ID 1001139	下水道課
	1-5 市街地景観 保存区域 建造物修景 事業	市街地景観保存区域内の建造物の所有者	■市街地景観保存計画の第2種保存区域の保存基準に則した修景工事に補助 【補助額等】補助率2/3、限度額:200万円 ホームページ広報ID 1006101	都市計画課
	1-6 匠の家づくり 支援事業	①木造建築物の建築主(市民又は市内法人)の方 ・市内に新築または増改築される木造建築物 ・市内の建築事業者(支店・営業所とも可)が建築する木造建築物 ②市内に本店、支店又は営業所がある建築事業者の方 ・市民又は市内法人の依頼を受けて、市外に建築される木造建築物、又は市外の個人・法人の依頼を受けて建築される木造建築物 ・建築主に本事業の趣旨を説明し、承諾・同意を得られること	■①の場合:構造材と内装材の市産材使用量に応じて補助 ■②の場合:構造材と内装材の市産材使用量に応じて、建築主に市産家具等木製品を贈呈する経費を補助 【要件】 ・構造材の60%以上に市産材を使用する木造建築物 ・内装材の申請は、構造材と併せて申請すること ・市産材であることを確認できること 【補助額等】 ・補助額 構造材:市産材使用量に応じ2万円/㎡ 内装材:市産材使用面積に応じ2千円/㎡ ・上限額 50万円/棟 ホームページ広報ID 1002670	森林政策課

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	1-7 まちなか定住促進事業	高山市外から中心市街地へ移住し、自己の居住のために住宅を新築・取得、改修する方 (事業完了後、5年以上継続して当該住宅に定住する意思がある方)	【主な対象要件】 ・取得する住宅は、過去に住宅として利用されたことのある一戸建住宅であること ・既にまちなか定住促進事業の補助金、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金の交付を受けていないこと ・その他要件あり 【補助対象経費】 設計及び監理委託費、整地費、住宅の新築・取得・改修に要する経費、その他(土地購入費、消費税は除く)。 【補助額等】 ・補助対象経費の2分の1以内の額、1,500千円を超えない額 ・ただし、居住者がいる住宅に移住する場合の補助金の限度額は300千円 【取扱い窓口】 (株)まちづくり飛騨高山(TEL0577-57-8765) http://www.machidukuri-hidakayama.com/	雇用・産業創出課
	1-8 結婚新生活支援補助金 (結婚支援事業)	(1) ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に入籍または岐阜県パートナーシップ宣誓制度による宣誓をした世帯 ②お二人とも婚姻等の時点の年齢が39歳以下の世帯 ③お二人の所得を合わせて500万円未満の世帯 ④対象となる新居は高山市内で、お二人のどちらかは新居で住民登録している世帯 ⑤過去に同様の補助金や、新居に対する補助金をもらっていない世帯 (2)前年度の高山市結婚新生活支援補助金を受給された世帯で、受給額が前年度の補助上限額に達していない世帯	■婚姻等に伴う新規の住宅取得費用を補助 【対象要件】 (1) ①婚姻等を機に新たに住宅を購入(新築)する際に要した建物部分の費用であること ②婚姻等の前の住宅購入については婚姻等の日から1年以内に契約したものであること ③令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払われた費用で、補助申請時に支払い済みの費用であること(住宅ローン可) ④他の公的制度(高山市の補助を含む。)による補助を受けていないこと (2)補助対象費目は前年度の対象費目に限る。 【補助額等】 (限度額) (1)住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、 ・お二人とも29歳以下の世帯 1世帯当たり 60万円 ・上記以外の世帯 1世帯当たり 30万円 (2)前年度の補助上限額から、受給済みの額を差し引いて得た額 ホームページ広報ID 1010645	協働推進課

		制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	1-9	伝統的建造物群保存地区保存事業	重要伝統的建造物群保存地区内で、建造物を新築しようとする方	■伝統的建造物群保存地区保存計画の保存基準に則した新築修景工事に対して補助 【対象要件】 ・保存地区の保存基準に則り新築修景するもの ※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください 【補助対象経費】 ・設計及び監理委託費、工事に要する経費 【補助額等】 ・補助率80%、限度額:500万円	文化財課

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
税金	2-1 耐震改修を行った住宅の固定資産税の軽減	家屋所有者 ※耐震改修について、建築士事務所に所属する建築士、指定確認検査機関等から増改築等工事証明書または地方公共団体発行の住宅耐震改修証明書等の交付を受けている方	■耐震改修を行った住宅の床面積120㎡相当分の固定資産税を工事完了の翌年度のみ1/2軽減(改修により長期優良住宅に該当することとなったもの2/3軽減) (建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物については減額期間が2年間) ■都市計画税は軽減なし ■工事完了後3ヶ月以内に申告書の提出が必要 【対象要件】 ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅 ・令和8年3月31日までに工事が完了した住宅 ・工事費が50万円を超えていること ・増改築等工事証明書等の交付を受けていること ホームページ広報ID 1000412	税務課
	2-2 バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税の軽減	家屋所有者 ※65歳以上の方、介護保険の要介護・要支援認定を受けている方、障がい者の方のいずれかが居住している住宅	■バリアフリー改修を行った住宅の床面積100㎡相当分の固定資産税を工事完了の翌年度のみ1/3軽減 ■都市計画税は軽減なし ■工事完了後3ヶ月以内に申告書の提出が必要 【対象要件】 ・新築された日から10年以上経過した住宅(貸家を除く) ・令和8年3月31日までに工事が完了した住宅 ・改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下 ・国・地方公共団体からの補助金等を差し引いた自己負担額が50万円を超えること ホームページ広報ID 1000411	
	2-3 省エネ改修を行った住宅の固定資産税の軽減	家屋所有者 ※建築事務所に所属する建築士、指定確認検査機関等から増改築等工事証明書の交付を受けている方	■省エネ改修を行った住宅の床面積120㎡相当分の固定資産税を工事完了の翌年度のみ1/3軽減(改修により長期優良住宅に該当することとなったもの2/3軽減) ■都市計画税は軽減なし ■工事完了後3ヶ月以内に申告書の提出が必要 【対象要件】 ・平成26年4月1日以前から所在する住宅(貸家を除く) ・令和8年3月31日までに工事が完了した住宅 ・改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下であること ・国・地方公共団体からの補助金等を差し引いた自己負担額が60万円を超えること ・増改築等工事証明書の交付を受けていること ホームページ広報ID 1000413	

		制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
税金 融資 補助金	2-4	住宅ローン特別 控除 (個人住民税)	平成21年1月1日から令和6年12月31日までの間に入居した方で、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン特別控除)の適用がある方	■ 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、97,500円又は136,500円を限度として、住民税から控除(※限度額は居住開始年月日及び消費税率により異なります) ■ 税務署で確定申告を行い、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける必要があります	税務課
	2-5	水洗便所等 改造資金 融資あっせん	水洗便所等を設置・改造し、公共下水道等に接続しようとする方 (市税を完納し、下水道使用料や下水道事業受益者負担金、下水道関連事業分担金を滞納していない方で、償還能力のある方)	【貸付額等】 ・工事1件につき200万円以内(10万円単位) ・利率: 年1.6% ・償還: 最長7年(6か月単位)で毎月元利均等償還 ・市内在住で、同居の親族以外の連帯保証人が1名必要 ・書類の手続きは、下水道指定工事店が代行 ・貸付は市内の金融機関にて ・工事の完成検査終了後、金融機関と貸付の契約を交わしていただきます。 ホームページ広報ID 1001145	下水道課
	2-6	浄化槽設置 整備事業	下水道区域外において、新たに浄化槽を設置する方(単独浄化槽からの切り替えを含む) ※補助対象となるかは、下水道課または各支所基盤産業課へ事前にお問い合わせください。	【補助額等】 <平成18年4月2日以降に建築された建物の場合> ・限度額 5人槽:390,000円、7人槽:474,000円、10人槽:660,000円 ・補助率 補助基準額の40%以内 <平成18年4月1日以前に建築された建物の場合> ・限度額 5人槽:975,000円、7人槽:1,185,000円、10人槽:1,650,000円 ・補助率 補助基準額の100%以内 ホームページ広報ID 1001139	

		制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	2-7	匠の家づくり 支援事業	①木造建築物の建築主(市民又は市内法人)の方 ・市内に新築または増改築される木造建築物 ・市内の建築事業者(支店・営業所とも可)が建築する木造建築物 ②市内に本店、支店又は営業所がある建築事業者の方 ・市民又は市内法人の依頼を受けて、市外に建築される木造建築物、又は市外の個人・法人の依頼を受けて建築される木造建築物 ・建築主に本事業の趣旨を説明し、承諾・同意を得られること	■①の場合: 構造材と内装材の市産材使用量に応じて補助 ■②の場合: 構造材と内装材の市産材使用量に応じて、建築主に市産家具等木製品を贈呈する経費を補助 【要件】 ・構造材の60%以上に市産材を使用する木造建築物 ・内装材の申請は、構造材と併せて申請すること ・市産材であることを確認できること 【補助額等】 ・補助額 構造材: 市産材使用量に応じ2万円/㎡ 内装材: 市産材使用面積に応じ2千円/㎡ ・上限額 50万円/棟	森林政策課
				ホームページ広報ID 1002670	

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	2-8 木造戸建て住宅 耐震診断事業 (無料耐震診断)	昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅の所有者	■木造住宅の耐震強度を無料で診断 診断は岐阜県木造住宅耐震相談士が行います。 岐阜県木造住宅耐震相談士の登録名簿は、本庁建築住宅課又は各支所基盤産業課にて閲覧できます。 ホームページ広報ID 1000267	建築住宅課
	2-9 木造住宅耐震 改修事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅の所有者 (木造戸建て住宅耐震診断の結果、耐震強度が不足していることが確認できたものに限る)	■木造住宅の耐震改修工事費用を助成 耐震改修以外のリフォーム工事費についても、一部補助の対象とすることが可能 岐阜県木造住宅耐震相談士が設計・管理を行う必要があります。 【補助額等】 (耐震強度100%確保の場合)補助率:10/10、限度額:180万円、1/3までリフォーム工事費を含めることが可能 (耐震強度70%確保の場合)補助率:10/10、限度額:120万円、3/10までリフォーム工事費を含めることが可能 ホームページ広報ID 1004132	
	2-10 木造住宅耐震シ ェルター設置事 業補助金	平成12年5月31日以前に建築された木造住宅、 長屋及び共同住宅の居住者 (耐震診断の結果、耐震強度が不足していることが確認できたものに限る)	【対象要件】 次のいずれかを満たしたシェルターの設置及び接地面床補強工事の費用を助成 ・構造上の安全性が、適切な構造計算で確認できるもの ・公的機関による実験によって評価を受けているもの ※岐阜県が指定する補助対象製品に準じます。 【補助額】 補助率10/10、限度額:30万円 ホームページ広報ID 1019803	
	2-11 建築物耐震診 断事業	昭和56年5月31日以前に建築された、木造一戸建て住宅以外の建築物の所有者	【対象要件】 ・大臣等による特別な認定を受けた構造でないこと等、その他条件あり 【補助額等】 ・補助率:2/3、面積により限度額変動。詳しくはお問い合わせください。 ホームページ広報ID 1004130	

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	2-12 伝統構法 木造建築物 耐震診断事業	昭和25年以前建築の伝統構法木造建築物の所有者等	■伝統構法木造建築物に対して耐震診断の費用を助成 【補助額等】補助率:10/10、限度額:30万円 ホームページ広報ID 1005605	建築住宅課
	2-13 伝統構法 木造建築物 耐震改修事業	昭和25年以前建築の伝統構法木造建築物の所有者等	■伝統構法木造建築物に対して耐震改修工事の費用を助成 【補助額等】補助率:10/10、限度額:180万円 ホームページ広報ID 1005605	
	2-14 民間建築物 アスベスト対策 事業	アスベスト含有吹付け建材が施工されている、またはそのおそれのある建築物の所有者、管理者	【アスベスト含有調査事業】アスベスト含有吹付け建材が施工されているおそれのある建築物を対象としたアスベスト含有調査費用(分析機関に対して支払うもの)を助成 補助率:10/10、補助限度額:25万円 【アスベスト除去等事業】吹付けアスベスト等が施工されている建築物を対象としたアスベスト除去等の工事費用を助成 補助率:2/3、補助限度額:200万円 ホームページ広報ID 1003974	
	2-15 市街地景観 保存区域 建造物 修景事業	市街地景観保存区域内の建築物の所有者	■市街地景観保存計画の第2種保存区域の保存基準に則した修景工事に補助 【補助額等】補助率2/3、限度額:200万円 ホームページ検索ID 1006101	都市計画課
	2-16 景観重要 建造物修景 事業	景観重要建造物の所有者	■景観重要建造物の外観を維持向上させる修景工事に補助 【補助額等】補助率2/3、限度額:500万円 ホームページ検索ID 1006100	

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	2-17 伝統的建造物群保存地区保存事業	重要伝統的建造物群保存地区内で、建造物を増築・改築・移転または修繕しようとする方	■伝統的建造物群保存地区保存計画の保存基準に則した建造物の修理または修景工事に対して補助。 【対象要件】 ・伝統的建造物、及び伝統的建造物以外の建造物を、保存地区の保存基準に則り修理または修景するもの。 ※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。 【補助対象経費】 ・設計及び監理委託費、工事に要する経費。 【補助額等】 ・補助率80%、限度額:900万円(修理) ・補助率80%、限度額:500万円(修景)	文化財課
	2-18 障がい者住宅改造助成事業	①身体障がい者1級～3級または内部機能障がい者で、補装具費の支給により車いすの購入助成を受けている方 ②知的障がい者A1、A2に該当する方	■対象者が居住する住宅の玄関、便所、浴室、洗面所、居室、廊下等を当該対象者の心身の状況に応じて改造する費用を補助。工事着工前に申請が必要。 【補助額等】 ・限度額75万円（生計中心者の前年所得税により補助額が異なり、その所得税額が27万円以上の場合は、対象外。地域生活支援事業の住宅改造に該当する場合は、制度を併用し上限75万円） ※身体障害者手帳等を持参の上、福祉課窓口までご相談ください。 ホームページ広報ID 1000574	福祉課
		屋根雪の排除雪が困難で親族やその他の支援が得られない方で次に掲げる者のみで構成する世帯 ・身体障がい者1級～4級または下肢・体幹機能障がいによる6級までに該当する方 ・知的障がい者A1、A2、B1に該当する方 ・精神障がい者1級、2級に該当する方	■対象者の居住する住宅に屋根融雪装置を設置する費用を補助。工事着工前に申請が必要 【補助額等】 ・限度額60万円（生計中心者の市民税課税年額により補助額及び補助率が異なる。また、その市民税額が15万円を超える場合は、対象外） ※身体障害者手帳等を持参の上、福祉課窓口までご相談ください。 ホームページ広報ID 1000574	

		制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
保険 給付	2-19	介護保険 居宅介護 (介護予防) 住宅改修費	在宅で生活する要介護及び要支援認定を受けた方	■手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に20万円(利用限度額)の9割、8割または7割(保険給付、9割:18万円、8割:16万円、7割:14万円)を上限に給付。工事着工前に申請が必要。 【給付対象工事】 ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修 介護保険のサービス 【介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費】 ホームページ広報ID 1000540	高年 介護課
	2-20	高齢者等 住宅改造資金 貸付事業	次の補助金等を受けられる方 ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費 ・高山市高齢者等住宅改造助成事業補助金 ・高山市障がい者住宅改造事業補助金	■手すりの設置や段差解消、洋式トイレへの変更、屋根雪融雪装置設置などの工事に必要な費用について、補助金等の支給限度内において、無利子で貸し付け。 【貸付限度額】 ・補助金等相当額(所得階層区分により対象工事内の最高75万円まで) ホームページ広報ID 1000540	

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	2-21 高齢者等 住宅改造 助成事業	在宅で生活する要介護及び要支援認定を受けた方	【補助対象経費】 ・要介護、要支援認定を受けた方が在宅で生活するために必要な改修費用を補助。工事着工前に申請が必要。 ・介護保険住宅改修費の給付の対象となる工事。 ・介護保険住宅改修費の給付の対象となる工事のほか、本人の自立のために必要と認められるもの（例：階段昇降機など） 【補助限度額】 ・限度額75万円(介護保険住宅改修費20万円を含む、生計中心者の前年所得税額により補助額が異なる。また生計中心者の所得税額が27万円を超える場合は、対象外) ホームページ広報ID 1000540	高年介護課
	2-22 屋根融雪装置 設置費助成 (高齢者等住宅 改造助成事業)	市内に住所を有する65歳以上の高齢者世帯 (原則として二親等内の親族が同一敷地内に居住 の場合は対象外)	■屋根雪の除排雪が困難で、親族等の支援が得られない高齢者等が、屋根雪融雪装置を設置する場合に補助。工事着工前に申請が必要。 【補助対象となるもの】 ①電気やボイラーなどで屋根雪を融雪する装置 ②屋根先にネット状のものを設置し、自然の力で屋根雪を融雪する装置 【補助額等】 ・限度額60万円（生計中心者の市民税課税年額により助成額が異なる。また、その市民税額が15万円を超える場合は、対象外） ホームページ広報ID 1000555	

		制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	2-23	まちなか定住促進事業	高山市外から中心市街地へ移住し、自己の居住のために住宅を新築・取得、改修する方 (事業完了後、5年以上継続して当該住宅に定住する意思がある方)	【主な対象要件】 ・取得する住宅は、過去に住宅として利用されたことのある一戸建住宅であること ・既にまちなか定住促進事業の補助金、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金の交付を受けていないこと ・その他要件あり 【補助対象経費】 設計及び監理委託費、整地費、住宅の新築・取得・改修に要する経費、その他(土地購入費、消費税は除く)。 【補助額等】 ・補助対象経費の2分の1以内の額、1,500千円を超えない額 ・ただし、居住者がいる住宅に移住する場合の補助金の限度額は300千円 【取扱い窓口】 (株)まちづくり飛騨高山(Tel.0577-57-8765) http://www.machidukuri-hidakayama.com/	雇用・産業創出課

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	2-24 飛騨高山 ふるさと暮らし ・移住 促進事業	以下の条件をすべて満たす方 ・飛騨地域以外から高山市に転入(住民登録)すること ・転入(住民登録)した日から1年を経過していないこと ・永住の意思を持って転入すること ・高山市に5年以上継続して住民登録をすること ・生活の本拠を高山市に置くこと ・地域住民との交流を積極的に図ること	■一戸建空き家の家賃、取得費、改修費を補助 ※取得・改修の場合は事前に計画認定申請が必要 【対象となる空き家の要件】 居住を主たる用途として利用されていた一戸建て住宅で、利用されていない状態となっているもの 【補助額等】 ＜家賃＞ ・月額家賃の1/3（千円未満切捨て、上限15,000円、3年間） ※日割計算による家賃支払いがある場合はその翌月から交付 ＜取得・改修＞ ・取得費・改修費の1/2（千円未満切捨て、上限100万円、1回限り） ※取得費は土地購入費は除く ※改修費は水回りの改修、内装の改修(増築部分は除く)、基礎部分の改修にかかる費用 ※空き家の取得から6か月以内に着手した、市内事業者による改修に限る ホームページ広報ID 1003942	ブランド戦略課
	2-25 結婚新生活 支援補助金 (結婚支援事業)	(1) ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に入籍または岐阜県パートナーシップ宣誓制度による宣誓をした世帯 ②お二人とも婚姻等の時点の年齢が39歳以下の世帯 ③お二人の所得を合わせて500万円未満の世帯 ④対象となる新居は高山市内で、お二人のどちらかは新居で住民登録している世帯 ⑤過去に同様の補助金や、新居に対する補助金をもらっていない世帯 (2)前年度の高山市結婚新生活支援補助金を受給された世帯で、受給額が前年度の補助上限額に達していない世帯	■婚姻等に伴うリフォーム費用を補助 【対象要件】 ①住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること(対象外:倉庫、車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用、家電購入・設置に係る費用) ②婚姻等の前のリフォームについては婚姻日から1年以内に契約したものであること ③令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払われた費用で、補助申請時に支払い済みの費用であること(住宅ローン可) ④他の公的制度(高山市の補助を含む)による補助を受けていないこと 【補助額等】 (限度額) (1)住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、 ・お二人とも29歳以下の世帯 1世帯当たり 60万円 ・上記以外の世帯 1世帯当たり 30万円 (2)前年度の補助上限額から、受給済みの額を差し引いて得た額 ホームページ広報ID 1010645	協働推進課

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	3-1 空家等除却支援事業	市内にある個人が所有する老朽化して倒壊等のおそれのある危険な家屋、これに附属する塀や倉庫などを除却される方	【補助額等】 - 対象経費の1/2(限度額100万円) ※補助対象経費: 空家等の現地調査費、除却工事費、廃材処理費、施工管理費等 【対象者】 - 補助対象空家の所有者又はその相続人であること - 補助対象空家の所有者又はその相続人が複数の場合は、全員の同意を得ていること - 申請者の前年度所得税額が27万円以下であること ホームページ広報ID 1007300	建築住宅課
	3-2 伝統的大工技術等継承事業	地域の伝統的な技法により、市内で新築または既存の建造物の修景工事を行う所有者又は管理者	【補助額等】 - 補助率1/2、限度額75万円 【対象要件】 - 建造物の修景、塀や庭等の外構部分などで、道路等公共空間から眺望できる部分 - 店舗等の内装で容易に視認できる部分 - 高山市景観計画に規定する良好な景観の形成に資するもの - 施工者は市内に主たる事務所を有すること(規定あり) ホームページ広報ID 1012507	
	3-3 緑化推進事業	生け垣等を設置する方 (市内で、公衆用道路や河川に面した部分又は公衆用道路や河川から眺望できる部分に、生け垣等を設置)	【補助額等】 - 補助率1/3、限度額: 1か所につき9万円 【対象区域】 - 都市計画で定める用途地域 ホームページ広報ID 1006104	都市計画課

	制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	3-4 景観形成事業(塀等設置)	塀等を新設・改修する方 (公衆用道路や河川に面する部分に、景観にふさわしい板塀、塗塀、土塀、板壁、板化粧を新設・改修するもので、その面する部分が公衆用道路や河川から1.5m以内のもの)	【補助額等】 - 補助率1/3、限度額:1.8m当たり5万円、1か所につき30万円 【対象区域】 - 市街地景観保存区域 - 城下町景観重点区域 - 中心商業景観重点区域 - 駐車場整備地区 ホームページ広報ID 1006102	都市計画課
	3-5 木質バイオマス活用促進事業補助金	ペレットストーブ・ペレットボイラー等を設置する方 ①ペレットストーブ等導入促進事業補助金 市内に住所を有する方、町内会、事業者等で、自ら居住する住宅又は活動施設(当該団体の活動のために使用する施設)に市内の販売業者等から購入し、設置しようとする方 ②ペレットボイラー等導入促進事業補助金 市内に住所を有する方、町内会、事業者等で、市内の住宅、活動施設、事業所その他の施設に市内の販売業者等から購入し、設置しようとする方	①ペレットストーブ又は薪ストーブの購入に対する補助 ②ペレットボイラー、薪ボイラー若しくは木屑焚き(チップ)ボイラーの購入に対する補助 【補助額】 ①:本体購入費の1/3以内の額 ②:補助対象経費(本体、附帯設備、設置工事費)の1/3以内の額 【限度額】 ①1台につき10万円 ②1台につき30万円(出力40,000kcalを超えるものについては500万円) ※設置工事前に申請が必要 ホームページ広報ID 1001315	環境政策課
	3-6 自家消費型太陽光発電設備等導入補助金	市民が自ら所有し、居住する住宅に太陽光発電設備、蓄電池を導入する方	○太陽光発電設備(上限5kW) 7万円/kW 最大350千円 ○太陽光蓄電池(上限5kWh) 蓄電池(工事費込み・税抜き)の1/3 最大258千円 【条件】 - 蓄電池は太陽光発電設備と同時に設置する場合に限る - 蓄電池は15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下かつ20kWh未満のものに限る 「FIT、FIP制度の認定を取得しない者であること」等 ※設置工事前に申請が必要 ※詳細については、ホームページに掲載 ホームページ広報ID 1017033	環境政策課

		制度名等	対象者等(市税等の滞納者を除く)	制度内容	担当課
補助金	3-7	中心市街地 活性化事業	①職住一体型営業支援事業 中心市街地で空き店舗等を取得または所有する方で、自ら居住しながら、新たに建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等を営もうとする方 ②職住一体型賃貸支援事業 中心市街地で空き店舗等を所有する方で、自ら居住しながら、新たに店舗として貸し出す方	① 【補助事業】 物件を所有し、自ら居住しながら、新たに事業を営業するための居住空間の確保、店舗の改修に係る工事。ただし、空き店舗等を新規活用する際の初回時のみとし、器具、備品等の購入に係る費用は除く。 【補助率及び補助額】 補助率:3分の2以内、補助額:2,000千円以内 ② 【補助事業】 中心市街地内に物件を所有し、自ら居住しながら、新たに店舗として貸し出すための居住区間と店舗を分離する事業。ただし、過去に店舗部分を賃貸物件として貸し出している場合は除く。また、器具、備品等の購入に係る費用は除く。 【補助率及び補助額】 補助率:3分の2以内、補助額:1,000千円以内 【取扱い窓口】(株)まちづくり飛騨高山(Tel.0577-57-8765) http://www.machidukuri-hidakayama.com/	雇用・産業創出課
	3-8	長期固定金利 住宅ローン 【フラット35】	下記のいずれかの補助制度を活用された方 ・飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業 ・まちなか定住促進事業 ・匠の家づくり支援事業 ・市街地景観保存区域建造物修景事業 ・景観重要建造物修景事業	【補助内容】 借入金利を当初の5年間 年0.25%引き下げ ※飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業は当初の10年間 年0.25%引き下げ 【取り扱い窓口】住宅金融支援機構 東海支店(Tel 0120-0860-35) http://www.flat35.com/index.html	建築住宅課